

製造原価に算入しないことができる費用

Q : 製造原価に算入しないことができる費用について、改正があったそうですが、どのように改正されたのですか？

A : 棚卸資産に係る評価損はこの対象でしたが、対象外とされ、製造原価に算入することが強制されることとなりました。

【解説】

法人税では、製造原価に含めなくてよい費用を例示していますが、今年度の改正では、「棚卸資産の評価損の額及び低価法によって評価している場合の原価法の評価額から時価による評価額を控除した金額」が削除され、これらの評価損を製造原価に含めなければならないこととされましたので注意してください。

これは、企業会計上の取扱いが、棚卸資産評価損は「営業外費用」又は「特別損失」、低価法評価損は「売上原価」又は「営業外費用」に表示されてきたものが、会計基準の改正によって、「製造原価」に表示することとされたことに対応して、税務でも同じ取扱いにしたものです。

したがって、これまでは、その期で全額損金算入できたものが、今後は、製造原価に含めて会計処理することとなりますから、棚卸資産が仕掛中である場合には、いったん資産計上をして、その棚卸資産が完成して売却された時に初めて損金算入できるようになりますので注意が必要です。

